

		遺族補償給付																																		
		遺族補償年金	遺族補償年金前払一時金	遺族補償一時金	葬祭料																															
支給要件	労働者が業務上死亡した場合、その遺族に対し、その請求に基づいて支給される		次の①・②の要件に該当すること ①遺族補償年金の受給権者であること ②同一の事由に関し、遺族補償年金前払一時金を請求していないこと	次の①又は②の要件に該当すること ①労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がないこと ②遺族補償年金の受給資格者が失権し、かつ、受給資格者がすべて失格した場合において、既に支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たないこと	労働者が業務上死亡した場合、葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて支給される																															
	給付額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>遺族の数</th> <th>支給額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>給付基礎日額の153日分 (55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>給付基礎日額の201日分</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>給付基礎日額の223日分</td> </tr> <tr> <td>4人以上</td> <td>給付基礎日額の245日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族は、受給権者本人及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者であり、支給額はその人数に応じて上表の額となる。 ※受給権者が2人以上いる場合には、上記の額をその人数で除して得た額が遺族補償年金の額となる。 ※55歳以上60歳未満の若年支給停止の対象者は、受給権者と生計を同じくする受給資格者であっても、その者が60歳になるまでは、遺族補償年金の額の計算の基礎となる遺族には含まれない。</p>	遺族の数	支給額(年額)	1人	給付基礎日額の153日分 (55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある)	2人	給付基礎日額の201日分	3人	給付基礎日額の223日分	4人以上	給付基礎日額の245日分	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分に相当する額のうち、受給権者が選択し、請求した額	<p>① 労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき → 給付基礎日額の1,000日分</p> <p>② 遺族補償年金の受給資格者が失権し、かつ、受給資格者がすべて失格した場合において、既に支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たないとき → 給付基礎日額の1,000日分から当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額を控除した額</p>	次の①又は②のいずれか高い方の額とされる <table border="1"> <tr> <td>① 315,000円＋給付基礎日額の30日</td> </tr> <tr> <td>② 給付基礎日額の60日分</td> </tr> </table>	① 315,000円＋給付基礎日額の30日	② 給付基礎日額の60日分																			
遺族の数		支給額(年額)																																		
1人	給付基礎日額の153日分 (55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある)																																			
2人	給付基礎日額の201日分																																			
3人	給付基礎日額の223日分																																			
4人以上	給付基礎日額の245日分																																			
① 315,000円＋給付基礎日額の30日																																				
② 給付基礎日額の60日分																																				
その他	遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者であって、次表の要件に該当する遺族のうち最先順位の者が受給権者となる。		・遺族補償年金の受給権者と同じ。 ・遺族補償年金前払一時金の請求は、同一事由に関し、1回限り行うことができる。	・遺族補償一時金を受けることができる遺族は、次の①～⑩の者とされ、そのうち最先順位の者が受給権者となる。 ①配偶者(生計維持関係は問われない) 労働者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していた次の者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 労働者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していなかった次の者 ⑥子 ⑦父母 ⑧孫 ⑨祖父母 ⑩兄弟姉妹(生計維持関係は問われない)	・「葬祭を行う者」とは、葬祭を行うと認められるものをいい、現実に葬祭を行った者であることを必要としない。(遺族補償給付の受給権者とは限らない) ・社葬を行った場合、葬祭を行った会社に葬祭料を支給すべきか否かは、社葬の性質によって決定すべきである。社葬を行うことが会社の恩恵のあるいは厚意の性質に基づくときの葬祭料は遺族に支給すべきであり、葬祭を行う遺族がない場合に、社葬として会社において葬祭を行ったような場合は、葬祭料は当該会社に対して支給される。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>遺族</th> <th>労働者の死亡当時の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>配偶者</td> <td>妻:年齢要件・障害要件不要</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>子</td> <td>18歳到達年度末までにあるか</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>父母</td> <td>60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にあること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>孫</td> <td>18歳到達年度末までにあるか</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>祖父母</td> <td>60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にあること</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>兄弟姉妹</td> <td>18歳到達年度末までにあるか</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>夫</td> <td>55歳以上60歳未満 (ただし、60歳に達する月までの間は支給停止)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>父母</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>祖父母</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>兄弟姉妹</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	順位	遺族	労働者の死亡当時の要件	1	配偶者	妻:年齢要件・障害要件不要	2	子	18歳到達年度末までにあるか	3	父母	60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にあること	4	孫	18歳到達年度末までにあるか	5	祖父母	60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にあること	6	兄弟姉妹	18歳到達年度末までにあるか	7	夫	55歳以上60歳未満 (ただし、60歳に達する月までの間は支給停止)	8	父母		9	祖父母		10	兄弟姉妹		・請求 (原則)遺族補償年金の請求と同時に 行わなければならない (例外)遺族補償年金の支給決定の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該遺族補償年金の請求後においても請求することができる	・支給停止 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、同一の支給事由による遺族補償年金は、その後各月に支給されるべき額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給が停止される。
順位	遺族	労働者の死亡当時の要件																																		
1	配偶者	妻:年齢要件・障害要件不要																																		
2	子	18歳到達年度末までにあるか																																		
3	父母	60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にあること																																		
4	孫	18歳到達年度末までにあるか																																		
5	祖父母	60歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にあること																																		
6	兄弟姉妹	18歳到達年度末までにあるか																																		
7	夫	55歳以上60歳未満 (ただし、60歳に達する月までの間は支給停止)																																		
8	父母																																			
9	祖父母																																			
10	兄弟姉妹																																			